

# 大多喜町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

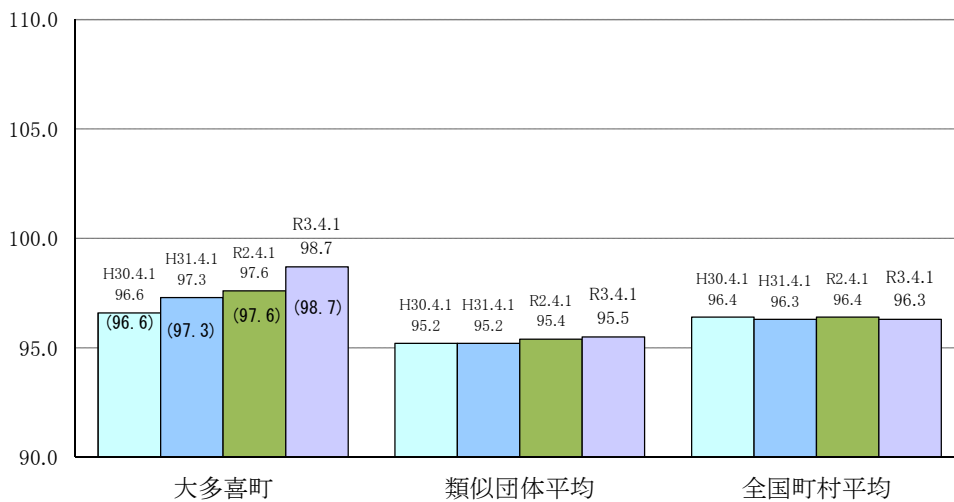
区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考) 令和元年度の人件費率
	(令和3年1月1日)	A		B	B/A	
2年度	人 8,745	千円 6,297,243	千円 313,458	千円 1,231,629	% 19.6	% 21.3

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
2年度	人 136	千円 425,391	千円 46,012	千円 166,782	千円 638,185	千円 4,693	千円 4,451

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) ÷ (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 ※ 令和2年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

### (4) 給与改定の状況

#### ①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和3年度	円	円	円 (%)	%	0 %	0 %

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

#### ②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和3年度	月	月	月	月	4.45 月	4.45 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[  実施  未実施 ]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）	平成27年4月1日
（内容）	一般行政職の給料表については、国及び千葉県の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。 激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）	国基準0%に対し、大多喜町においても0%を支給。（支給なし）
--------	--------------------------------

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国及び千葉県の見直し内容を踏まえて実施。（平成27年4月1日実施）
--

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大多喜町	38.8 歳	288,883 円	320,077 円	363,300 円
千葉県	40.4 歳	305,251 円	409,890 円	357,690 円
国	43.0 歳	325,827 円	407,153 円	407,153 円
類似団体	41.7 歳	298,866 円	347,066 円	324,778 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A) (国ベース)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
大多喜町	50.8 歳	7 人	231,900 円	235,262 円	231,900 円	—	—	—	—
うち調理員	50.1 歳	7 人	231,900 円	242,111 円	231,900 円	調理士	43.4 歳	270,600 円	0.89
千葉県	53.3 歳	346 人	304,686 円	363,931 円	341,628 円	—	—	—	—
国	50.9 歳	2,201 人	286,947 円	—	328,603 円	—	—	—	—
類似団体	50.0 歳	4 人	270,035 円	296,887 円	281,129 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
大多喜町	—	—	—
うち調理員	2,869,200 円	3,636,400 円	0.79

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成27年度～平成29年度の3ヶ年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注)1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区分	大多喜町	千葉県	国	
一般行政職	大学卒	182,200 円	188,700 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	154,900 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	147,900 円	152,700 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和3年4月1日現在）

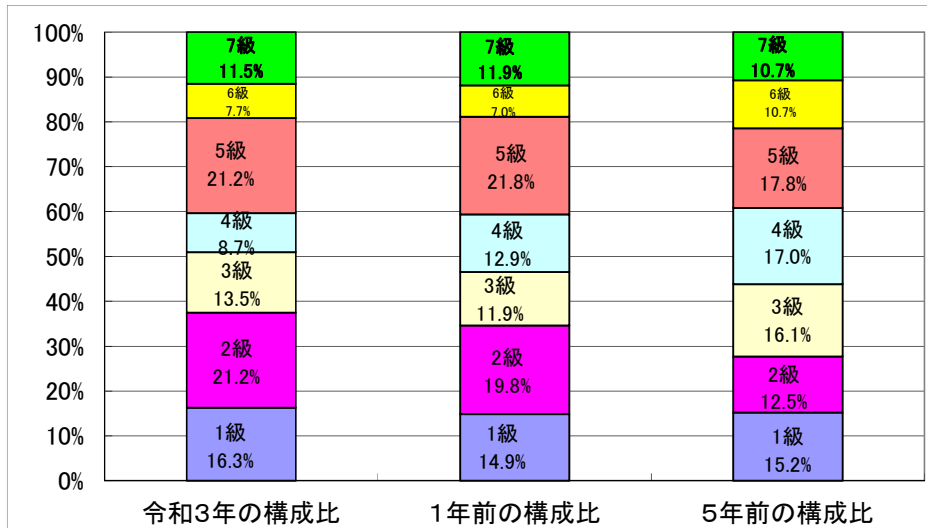
区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	248,440 円	293,833 円	337,317 円
	高校卒	208,725 円	273,267 円	314,150 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

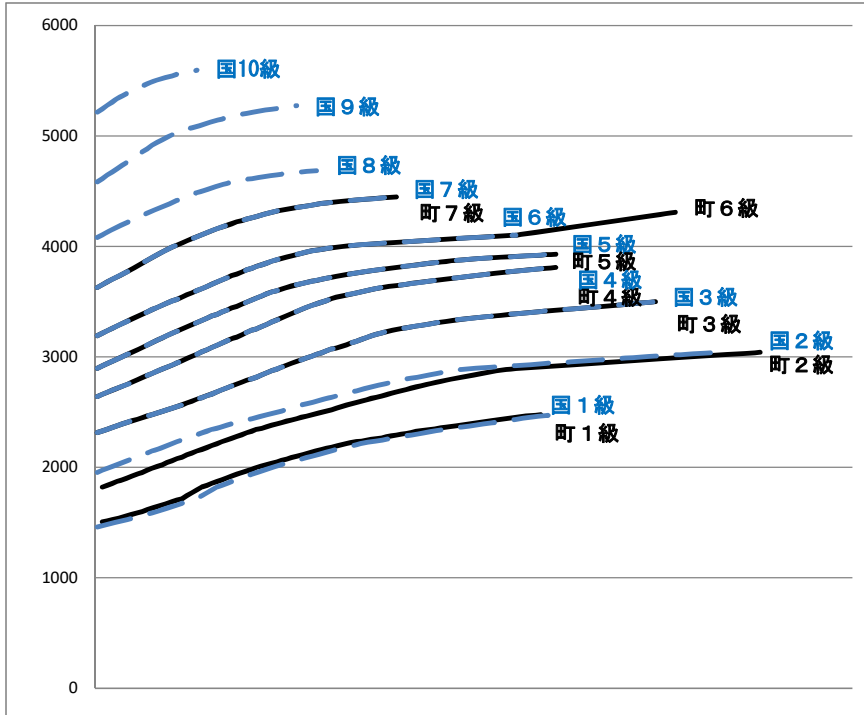
#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和3年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補	17人	16.3%	150,600円	247,600円
2級	主事	22人	21.2%	182,200円	304,200円
3級	主任主事	14人	13.5%	231,500円	350,000円
4級	副主査	9人	8.7%	264,200円	381,000円
5級	係長	22人	21.2%	289,700円	393,000円
6級	課長補佐	8人	7.7%	319,200円	433,600円
7級	課長	12人	11.5%	362,900円	444,900円

- (注) 1 大多喜町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。  
 3 職員数には保健師、看護師、栄養士、介護士、保育士及び技能労務職員を含まない。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（大多喜町）

令和 3年 4月 2日から令和 4年 4月 1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○	○	○	○
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

大多喜町	千葉県	国
1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,334 千円	1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,734 千円	—
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 ( ( 1.45 )月分 ( 0.90 )月分 )	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 ( ( 1.45 )月分 ( 0.90 )月分 )	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 ( ( 1.45 )月分 ( 0.90 )月分 )
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理監督加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(大多喜町)

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当(令和3年4月1日現在)

大多喜町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置(2%～20%加算)			定年前早期退職特別措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	332 千円	15,932 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

##### (3) 地域手当

(令和3年4月1日現在)

支給実績(令和元年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)		— 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	0 %	— 人	0 %
地域手当補正後ラスバイレス指数 (ラスバイレス指数)		98.7 ( 98.7 )	

(注) 地域手当補正後ラスバイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスバイレス指数。

(補正前のラスバイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

##### (4) 特殊勤務手当(令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)	107 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	100,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度)	1.1 %		
手当の種類(手当数)	2 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(2年度決算) 左記職員に対する支給単価
行旅病人及び死亡人取扱手当	健康福祉課職員	行旅病人取扱業務に従事した時	0 千円 取扱1件につき1,000円
行旅病人及び死亡人取扱手当	健康福祉課職員	死亡人取扱業務に従事した時	0 千円 取扱1件につき1,000円
じん芥処理取扱手当	環境センターに勤務する職員	じん芥処理業務に従事した日	107 千円 1日につき500円

##### (5) 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	16,973 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	215 千円
支給実績(平成元年度決算)	30,305 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成元年度決算)	223 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算	同じ	—	10,944 千円	237,913 円
住居手当	借家の場合(12,000円を超える場合に限る) 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	同じ	—	5,289 千円	240,409 円
通勤手当	交通機関を利用する場合 定期代55,000円を限度とし全額支給 自家用車を利用する場合 通勤距離に応じて2,000円～28,000円を支給	同じ	—	7,899 千円	77,441 円
管理職手当	課長 30,000円 主幹 17,100円	—	—	3,960 千円	330,000 円

5 特別職の報酬等の状況 (令和3年4月1日現在)

区分	給料	料	月	額		等
				(参考)類似団体における最高/最低額		
給料	市区町村長	761,000	円	850,000 円/	306,000 円	
	副町長	615,000	円	710,000 円/	490,000 円	
報酬	議長	280,000	円	360,000 円/	205,000 円	
	副議長	234,000	円	320,000 円/	175,000 円	
	議員	209,000	円	300,000 円/	155,000 円	
期末手当	市区町村長	(令和2年度支給割合)				
	副町長	4.45	月分			
退職手当	議長	(令和2年度支給割合)				
	副議長	3.25	月分			
	議員					
退職手当	市区町村長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副町長	給料月額×0.35×任期月数	12,784,800 円	任期毎に支給		
		給料月額×0.25×任期月数	7,380,000 円	任期毎に支給		

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

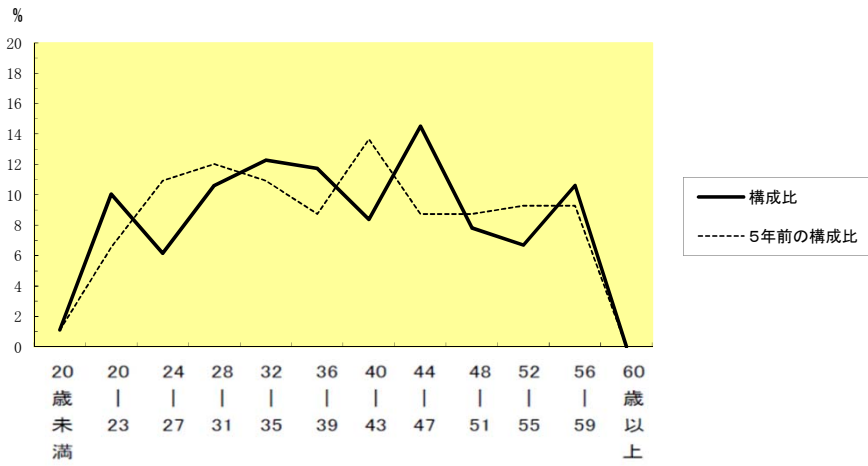
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和2年	令和3年		
普通会計部門	一般行政部門	115	120	5	
	計	115	120	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 137.22 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 115.14 人)
	教育部門	21	19	△2	
	消防部門				
	小計	136	139	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 158.95 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 136.13 人)
公営企業会計等部門		41	40	△1	
	小計	41	40	△1	
合計		177	179	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 204.69 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ 233 ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	18人	11人	19人	22人	21人	15人	26人	14人	12人	19人	0人	179人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別	28年	29年	30年	元年	2年	3年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	120	113	113	113	113	115	△ 5 (△ 4.2%)
教育	19	21	20	20	20	21	2 10.5
消防							
普通会計	139	134	133	133	133	136	△ 3 (△ 2.2%)
公営企業等会計	44	44	44	42	42	41	△ 3 (△ 6.8%)
総合計	183	178	177	175	177	179	△ 4 (△ 2.2%)

（注）各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 大多喜町水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和 2年度	448,121	5,525	47,816	10.7	7.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費5,609千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
令和 2年度	8	30,341	7,518	8,113	45,972	5,747	6,045

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和2年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

##### イ 特記事項

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和3年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
大多喜町	38.7 歳	299,029 円	427,686 円
類似団体平均	45.3 歳	335,096 円	502,816 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

大多喜町水道事業		一般行政職	
1人当たり平均支給額(令和2年度)	千円	1人当たり平均支給額(令和2年度)	千円
1,014		1,334	
(令和2年度支給割合)		(令和2年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55 月分	1.90 月分	2.55 月分	1.90 月分
( 1.45 )月分	( 0.90 )月分	( 1.45 )月分	( 0.90 )月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5%~15%		・役職加算 5%~15%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

大多喜町水道事業			一般行政職		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特別措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	332 千円	15,932 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

##### ウ 地域手当

(令和3年4月1日現在)

支給実績(令和元年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
—	0 %	— 人	0 %



エ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績(令和2年度決算)		6 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		1,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度)		16.7 %		
手当の種類(手当数)		1 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (2年度決算)	左記職員に対する支給単価
危険作業手当	水道企業職員	人体に有害な薬剤の取扱い (塩素ポンベの交換等)	6 千円	1回500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	714 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	119 千円
支給実績(令和元年度決算)	702 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	140 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算	同じ	—	1,012 千円	253,000 円
住居手当	借家の場合(12,000円を超える場合に限る) 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	同じ	—	846 千円	282,000 円
通勤手当	交通機関を利用する場合 定期代55,000円を限度とし全額支給 自家用車を利用する場合 通勤距離に応じて2,000円～28,000円を支給	同じ	—	415 千円	83,000 円
管理職手当	課長 30,000円 主幹 17,100円	—	—	360 千円	360,000 円